

〈イリオモテヤマネコ特集〉

イリオモテヤマネコの保護活動

西表動物診療所 栗原 新

九州地区獣医師会連合会は、九州各県と政令指定都市である北九州市の獣医師会の連合体です。ヤマネコ支援事業として、全会委員（約四千名）から一人千円を集め予算化し、対馬と西表島に動物診療所を設置し、平成12年から活動を開始しました。現在、西表島は私が担当しています。

まず、イリオモテヤマネコをご紹介します。竹富町は7つの島から構成されていますが、イリオモテヤマネコが生息しているのは世界で西表島だけです。個体数は百頭と少なく国の特別天然記念物に指定されています。外見の特徴ですが、胴長短足で尾が太く、亜熱帯にいるせいかツシマヤマネコより黒っぽく毛が短いです。しばしばよく似たキジトラ猫がありますが、丸い耳の後ろに白い斑紋があるのがヤマネコの特徴になっています。亜熱帯の多様な餌資源を利用し、主に水系の発達した湿地帯などを好んで利用します。保護上の問題点として、生息環境の改変、交通事故、外来種の影響が指摘されており、後者のうちイエネコによる問題が特に心配されました。

以前の西表島ではゴミを分別回収しておらず、各集落12箇所のチリ捨て場において粗大ゴミから生ゴミまで投棄されており、多くのイエネコが餌場として利用していました。この猫の中には、猫エイズなどに感染している個体もあり、この状態で竹富町が分別回収を開始してチリ捨て場を閉鎖した場合、分散し、ヤマネコとの生息地の競合、伝染病の伝播など危険性がありました。

これらの猫の問題を解決するために、以下の対策を実施しました。

① 飼いねこは適正飼育を徹底する。

九州地区獣医師会連合会では、平成13年から避妊去勢手術、ウイルス検査、ワクチン接種、マイクロチップ標識などを無料で実施しました。

② ノネコやノラネコは環境省事業で保護收容する。

環境省事業「西表島イエネコ対策基礎調査」を沖縄県獣医師会が受託し、チリ捨て場のねこを捕獲し、飼い主の判明したものは、不妊化措置や登録を済ませ引き渡し、飼い主のいないものは島外に航送しました。搬出されたねこはNPO法人どうぶつたちの病院と連携し、沖縄本島にあるネコシェルターにて收容して、順化の後、新しい飼い主に譲渡されます。

③ 猫の飼養をルール化する。

平成13年に施行された竹富町ネコ飼養条例は、全町対象に飼養登録のみが義務化でしたが、対策があるていど進展したので、現状に合わなくなっていました。そこで、竹富町は検討委員会を設置し、神奈川大学法学研究所地方自治センターのご支援を得て、条例改正を実現しました。新条例では、目的にイリオモテヤマネコの保護を明記し、西表島だけに適用される特則を設けました。マイクロチップ標識による登録、ワクチン接種やウイルス検査、屋外飼育猫の不妊化措置、ウイルス感染猫の室内飼育などが義務化され、島外からの猫の持ち込みが規制されました。また、頭数の上限を定め、マイクロチップのない飼い主が不明な猫の捕獲を明記し、条例

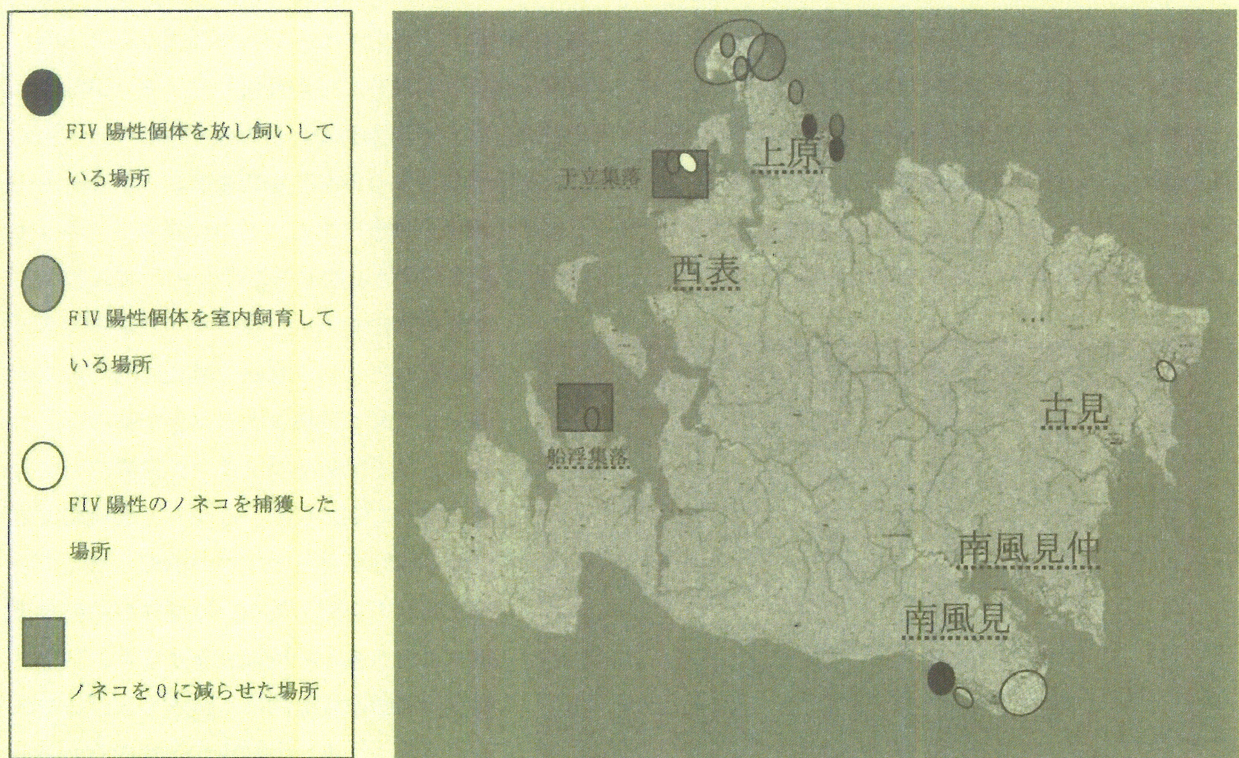
が守られるための罰則も定められました。

以上の対策が奏功した結果、飼い猫の適正飼育は徹底され、平成18年度から子猫の出生が認められなくなり、繁殖が制限されました。また、島内の飼い主が不明な猫を大きく減らし、干立と船浮集落では0にできました。ウイルス感染の状態を把握し、島内の猫エイズの拡散を防除し、特に干立集落では根絶できました。条例化により法的な根拠を得て、適正飼養の徹底がさらに推進されるはずですが、また、

島外からの持ち込みを規制したことで、伝染病の持ち込みに対応できました。今後、条例を順守していくことで、島内の猫の伝染病を根絶し、人とペットの猫とヤマネコが良好な関係で共存できるようになると思われます。

今回、神奈川大学地方法学研究所自治センターの先生方にご支援をいただき、ヤマネコを守るための数々の画期的な試みを条例のなかに盛り込むことができました。ありがとうございました。

図1. 西表島におけるイエネコの疫学調査



※平成17年にFIV陽性2個体（飼い猫1頭、ノネコ1頭）が検出された干立集落において、ノネコを0にまで減らし、飼い猫のFIV全頭検査を実施したことにより、平成20年には野外でのFIVの根絶を確認した。